

# 「なくせ冤罪！市民評議会」設立呼びかけ

いわゆる「東電OL殺人事件」で、15年にわたり無実を訴えてきたゴビンダ・プラサド・マイナリさんは、昨年11月7日、再審において無罪判決を勝ち取り、雪冤を果たして故国ネパールに帰ることができました。

彼とご家族を支援してきた「無実のゴビンダさんを支える会」は、当初の目的を果たし、本年3月24日をもって解散することとなりました。

支える会のメンバーであった私たちは、ゴビンダさん支援の中で、次の事を学びました。

- ①冤罪事件は、個々の事案が孤立した偶然の不幸ではなく、司法制度の根本的な欠陥を背景とした、権力犯罪であること。
- ②冤罪が発覚しても、その原因の究明や爾後の再発防止などについて、従来は何一つ検証も改善措置もとられておらず、また責任の所在も曖昧にされていること。
- ③冤罪の防止には、犯罪捜査のあり方、刑事訴訟法を始めとする法改正や新たな立法措置、捜査官、司法関係者の再教育など多様で幅広い対策が必須であること。
- ④そのために必要な司法制度改革は、法律専門家（法曹三者および研究者）と、市民との協働によって、はじめて充実した実効性あるものとなること。

ゴビンダさんの自由と尊厳が回復された今、私たちは二度と彼のような悲劇が起きてはならず、また今現在彼と同様の不条理な苦しみにさらされている多くの冤罪被害者の救済が火急の課題であることを確認し、ゴビンダさん支援で得た教訓を活かし、以下のような活動に取り組むための市民評議会設立を呼びかけます。

- ①誤判原因の究明のための第三者機関の設置。
- ②取調べの全面可視化、証拠の全面開示そのほか、冤罪防止に必要な法制度の整備。
- ③無罪立証を請求人に負わせる現行の再審制度を見直し、白鳥決定が実質的に活かせる再審制度の確立。
- ④その他、冤罪を訴えている人たちのすみやかな救済を可能にするための、さまざまな支援措置の拡充。

上記の目的を達成するため、以下のような活動を行います。

- (1) 冤罪の原因究明のためのアドホック委員会・シンポジウムなどの開催
- (2) 専門家との協働による、法整備のための研究・学習活動
- (3) 法改革・整備のための国会議員へのロビー活動
- (4) 目的を同じくする広範な人たちとの連係

会則、入会方法、その他はおって別途お伝えします。皆様のご賛同、ご協力を心からお願いいたします。

2013年3月吉日

呼びかけ人（50音順）

今井恭平 片川俊一 客野美喜子 熊野里砂 蓮見順子

●連絡先 お問い合わせ

govinda@jca.apc.org 080-6550-4669